

鴨川市都市計画審議会の運営方法について

鴨川市都市計画審議会設置条例（平成17年鴨川市条例第136号）に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項を以下のとおり定める。

1 会議の開催

会議の開催日、時間及び場所は事務局において調整し、会議開催日の2週間前までを目途に各委員に通知する。

2 会議の公開、会議録の作成及び公表

会議の公開、会議録の作成及び公表は、鴨川市情報公開条例（平成18年鴨川市条例第6号）、鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針（平成17年7月4日制定）及び鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領（平成17年7月4日制定）に基づき実施するものとする。

（1）会議の公開

- ① 会議は、原則として公開する。ただし、次の場合は、会議を非公開とすることができるものとする。
 - ・法令等に特別の定めがある場合
 - ・会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合
 - ・不開示情報が含まれる事項について審議、調査を行う場合
- ② ①により非公開とする決定は、議事ごとに行うものとする。
- ③ ①により非公開とする場合の理由は、これを公表するものとする。
- ④ 会議の公開に係る傍聴に関する手続等は、別記2「会議の傍聴に関する手続等について」のとおりとする。

（2）会議録の作成及び公表

- ① 会議終了後、速やかに次の事項を記載した会議録を作成するものとする。
 - ・開催の日時及び場所
 - ・出席委員等の所属、職及び氏名
 - ・議事、発言委員名及び発言の要旨
- ② 会議録は、あらかじめ議長が指名した委員2名が、これを確認し署名するものとする。
- ③ 会議録は、当該会議に提出された書類を添付し、市政情報コーナーに配架するとともに、ホームページへ掲載するものとする。ただし、（1）①により非公開とすることが決定された部分については、これを公表しないものとする。

3 その他

上記に定めるもののほか、会議の運営方法等について疑義が生じた場合は、議長が会議に諮って定めるものとする。

(別記 1)

会議の傍聴に関する手続等について

鴨川市都市計画審議会

1 傍聴の手続

- (1) 傍聴を希望する者は、会議開催の前日までに事務局へ申し出ることとし、会議開催日に当該開催場所で傍聴証（別記様式）の交付を受けるものとする。
- (2) 傍聴の申出の受付は、会議開催日の 1 週間前から先着順に行うこととし、定員になり次第、受付を終了する。定員については、会議場の収容可能人員等を勘案し、あらかじめ事務局において定め、会議の概要と合わせて公表する。
- (3) 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

2 傍聴人の遵守事項

傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) すべて議長及び事務局職員の指示に従うこと
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (3) 会議開催中は、むやみに立ち歩かないこと
- (4) 議長の許可を得ず、会議場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと
- (5) 会議場において、飲食及び喫煙をしないこと
- (6) 会議場において、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等を携帯し、又は、はち巻、腕章等を着用しないこと
- (7) (1)から(6)に定めるもののほか、会議の支障となる行為をしないこと

3 その他

傍聴人がこの要領に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

別記様式

傍 聴 証
第 号
鴨川市都市計画審議会

○鴨川市都市計画審議会設置条例

平成17年2月11日

条例第136号

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項の規定に基づき、鴨川市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問を受け、都市計画に関する調査、審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)識見を有する者 8人以内

(2)市議会の議員 3人以内

3 市長は、前項に規定する者のほか、関係行政機関の職員又は市内に住所を有する者のうちから、委員を委嘱することができる。

4 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

5 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員及び専門委員)

第5条 審議会に、特別な事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱する。

4 臨時委員及び専門委員の任期は、委嘱の日から当該特別な事項又は専門の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年2月11日から施行する。

鴨川市情報公開条例(平成17年鴨川市条例第 8 号)の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則(第 1 条―第 4 条)

第 2 章 公文書の開示(第 5 条―第18条)

第 3 章 不服申立て(第19条―第21条)

第 4 章 情報公開の総合的推進(第22条―第26条)

第 5 章 補則(第27条―第30条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、市の保有する情報の一層の公開を図ることにより、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにし、もって市民参加による公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、市長(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに議会をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 市の図書館その他の施設において管理されている図書、資料、刊行物等であって、一般に閲覧若しくは視聴に供させ、又は貸し出すことができるとされているもの
- (3) 市の資料館その他の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(実施機関の責務)

第 3 条 実施機関は、市民の公文書の開示を請求する権利を十分に尊重してこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、この条例に基づく公文書の開示を行うほか、情報の提供及び公表を積極的に推進し、市政に関する情報の総合的な公開に努めなければならない。

(利用者の責務)

第 4 条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に

即し、適正な請求に努めるとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の開示

(開示請求権)

第5条 次に掲げるものは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示（第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る公文書の開示に限る。）を請求することができる。

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

(開示請求の手続)

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法令の規定により従う義務を有する国等の機関の指示その他これに類する行為により、公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。以下同じ。）である場合において、当該情

報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

- (5) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (6) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)

が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報(第7条第1号の情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。次項において同じ。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により開示請求に係る公文書の一部を開示しないとき、又は前項の規定により開示請求に係る公文書の全部を開示しないときは、その理由を前2項に規定する書面に記載しなければならない。この場合において、公文書の開示しない部分又は公文書の全部が期間の経過により開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第12条 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を46日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内

に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第14条 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条 開示請求に係る公文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの(以下この条、第20条及び第21条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
 - (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第19条及び第20条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第16条 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれ

があると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(他の制度との調整)

第17条 実施機関は、法令等の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が前条本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同条本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料等)

第18条 開示決定を受けて公文書の開示を受けるものは、別表に定める手数料を納めなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 第16条の規定により写しの交付の方法により公文書の開示を受けるものは、前項の手数料のほか、規則で定めるところにより、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

第3章 不服申立て

(審査会への諮問)

第19条 開示決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、鴨川市情報公開及び個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。

以下この号及び第21条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示することと決定するとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(諮問をした旨の通知)

第20条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者(開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の決定
(第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第4章 情報公開の総合的推進

(実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実)

第22条 市は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、実施機関が保有する情報を適時に、かつ、適切な方法で市民に提供するための施策の充実に努めるものとする。

2 実施機関は、刊行物、資料その他市民が必要とする情報を積極的に収集し、これらを提供するよう努めるものとする。

(附属機関等の会議の公開)

第23条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及びこれに類するもの(以下「附属機関等」という。)の会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令等に特別の定めがある場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合

(3) 不開示情報が含まれる事項について審議、調査等を行う場合

2 前項本文の規定により公開した附属機関等の会議は、その概要を記録した会議録(当該会議録に不開示情報が含まれる場合は、当該不開示情報の部分を除いた部分とする。)を一般の閲覧に供するものとする。

(出資法人の情報公開)

第24条 市が資本金等を2分の1以上出資している法人は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第25条 指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)

は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 指定管理者は、実施機関からその保有する情報の提供を求められたときは、これに応じるよう努めなければならない。

(申出による開示)

第26条 実施機関は、第5条の規定により開示請求をすることができるもの以外のものから公文書の開示の申出があった場合において、公益上の必要があると認めるときは、これに応ずるよう努めなければならない。

2 第18条の規定は、前項に規定する公文書の開示に準用する。

第5章 補則

(公文書の管理)

第27条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関する事項を定め、公文書を適正に管理するものとする。

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第28条 実施機関は、開示請求をしようとするものが容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする

するものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(運用状況の公表)

第29条 市長は、毎年1回、各実施機関の情報公開制度の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の鴨川市情報公開条例の規定によりなされた請求、処分、手続その他の行為は、改正後の鴨川市情報公開条例の相当規定に基づきなされた請求、処分、手続その他の行為とみなす。

(鴨川市情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正)

3 鴨川市情報公開及び個人情報保護審査会条例(平成17年鴨川市条例第10号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(鴨川市手数料条例の一部改正)

4 鴨川市手数料条例(平成17年鴨川市条例第53号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

別表(第18条関係)

開示の方法	手数料の額
閲覧又は視聴	1件につき 300 円
写しの交付	1件につき 300 円

備考 「1件」とは、決裁、供覧その他これらに準ずる手続を一にするものをいう。ただし、次のいずれかに該当する複数の公文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、当該複数の公文書を1件の公文書とみなす。

(1) 一の公文書ファイル(能率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する公文書(保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。))の集合物をいう。)にまとめられた複数の公文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の公文書

鴨川市附属機関の設置及び運営等に関する指針

平成17 年 7 月 4 日

一部改正 平成31 年 3 月19 日

1 趣旨

本市における附属機関の機能の充実及び合理化等による行財政運営の効率化を図るとともに、市政への市民参画の促進及び公正でより開かれた市政の実現に資するため、「鴨川市附属機関の設置及び運営等に関する指針」を定めるものとする。

2 定義

この指針において、「附属機関」とは、地方自治法（昭和22 年法律第67 号）第138 条の4 第3 項及び地方公営企業法（昭和27 年法律第292 号）第14 条の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置するものをいう。

3 鴨川市附属機関の設置及び運営等に関する指針についての基本姿勢

この指針は、附属機関の新たな設置、附属機関の見直し、委員の選任、委員の公募、会議の公開等について、基本的な考え方を示すものであり、本市における附属機関の設置及び運営等に関しては、他に特別な定めのあるもののほか、本指針によることとする。

4 附属機関の設置及び運営等に関する基本指針

附属機関の設置及び運営等に関する基本指針として、以下のとおり定める。

(1) 附属機関の新たな設置

附属機関の新たな設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- ① 設置目的及び所掌事務が他の附属機関と重複又は類似していないか、また、真に必要なものかどうかを十分に精査の上、設置するものとする。
- ② 可能な限り、その設置期間を明示するものとする。

(2) 附属機関の見直し

次のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。

- ① 1 年以上、会議が開催されていないもの
- ② 目的が既に達成されているもの
- ③ 社会経済情勢や市民ニーズの変化等により設置の必要性が低下してきたもの
- ④ 他の行政手段により代替可能なもの
- ⑤ その他行政の総合性の確保、簡素・効率化の見地から統合が望ましいもの

(3) 委員の選任

附属機関の委員の選任については、当該附属機関の設置目的を踏まえて、次の事項に留意するものとする。なお、既に委員を選任している附属機関については、次の委員改選時から適用するものとする。

- ① 委員の定数の基準は、次のとおりとする。ただし、特に法令に定めがある場合及びこれに基づかない特別な理由がある場合は、この限りでない。

ア 全般の行政分野に係るもの又は特に広範な審議を必要とするもの 15 人以内

イ 複数の行政分野に係るもの又は広範な審議を必要とするもの 10 人以内

ウ 個別の行政分野に係るもの 7人以内

② 附属機関の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層及び幅広い年齢層の中から適切な人材を選任するものとする。

③ 積極的に女性の意見を市政に反映させるため、女性の登用についてはそれぞれの附属機関における割合が30%以上になるよう努めるものとする。

④ 市議会議員は、特に法令に定めがあるもののほか、委員に選任しないものとする。

（平成29年4月25日付け鴨議第93号「議員の執行部附属機関への委員就任の制限について（通知）」）

⑤ 市職員（特別職を含む。）は、特に法令に定めがあるもののほか当該附属機関の不可欠な構成要素である場合を除き、委員に選任しないものとする。

⑥ 委員の在任期間は、通算して10年を超えないものとする。ただし、専門的な知識・経験を有する者が他に得られない場合など、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

⑦ 同一の者を委員として選任できる附属機関の数は、原則として3機関までとする。ただし、専門的な知識・経験を有する者が他に得られない場合など、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

(4) 委員の公募

政策等の意思形成段階からの積極的な市民参画を促進させ、附属機関のより公正な運営を図るため、委員の選任にあたっては可能な限り公募の方法によることとする。なお、委員の公募は附属機関の設置目的、審議内容等を十分勘案した上で行うこととし、その取扱い、鴨川市附属機関の委員の公募に関する実施要領（平成17年7月4日制定）の定めるところによる。

(5) 会議の公開

附属機関の運営の透明性を確保し、より開かれた市政を実現するために、原則として会議を公開するものとする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、当該会議を公開しないこととし、その場合は、会議を公開しない理由を明らかにすることとする。

なお、附属機関の会議の公開及び運営等については、鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領（平成17年7月4日制定）の定めるところによる。

5 その他

本指針に基づき取り組むこととした事項については、適宜、その実施状況について市民に公表するものとする。

6 施行期日

この指針は、平成17年7月4日から施行する。

改正後の指針は、平成31年4月1日から施行する。

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領

平成17 年 7 月 4 日

一部改正 平成24 年 4 月 1 日

一部改正 平成31 年 3 月19 日

(趣旨)

第1条 この要領は、鴨川市情報公開条例（平成18 年鴨川市条例第6号。以下「条例」という。）第23 条及び鴨川市附属機関の設置及び運営等に関する指針（平成17 年7月4日制定。以下「指針」という。）に基づき、附属機関等の会議の公開の実施について、基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「附属機関等」とは、条例第23 条第1項に規定する附属機関等をいう。

(会議公開の原則)

第3条 附属機関等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

- (1) 法律、条例等に会議を非公開とする旨の定めがある場合
- (2) 審議が妨害され、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれや、委員に対する圧力により意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる相当の理由がある場合
- (3) 条例第7条各号のいずれかに該当する情報を含む事項の審議を行う場合

(会議の非公開の決定)

第4条 附属機関等の長は、開催しようとする会議を非公開とする場合は、その決定を次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 会議における決定
- (2) 委員等全員による個別の承認
- (3) その他附属機関等が定める方法

2 附属機関等の長は、会議を非公開とすることを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法等)

第5条 附属機関等の会議の公開は、会場に傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。

2 附属機関等の長は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に係る遵守事項等を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

3 附属機関等の長は、会議を公開するに当たっては、原則として当該会議の傍聴者に会議資料を配布するものとする。

(会議開催の周知)

第6条 附属機関等を所管する課等（以下「所管課」という。）の長は、会議を開催

するに当たっては、会議開催予定日の1週間前までに会議を開催する旨を周知させるものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

2 前項の周知は、所管課の長が、会議の開催に係る事項を記載した会議開催のお知らせ（別記様式）を作成し、市庁舎内等へ掲示することにより行うものとする。

3 前項の規定によるもののほか、附属機関等の会議を開催するに当たっては、広報紙又はホームページへの掲載により周知に努めるものとする。

（会議録の作成）

第7条 附属機関等の長は、会議終了後速やかに事務局をして会議録を作成させなければならない。

2 会議録は、当該会議における発言内容、審議経過等を市民が十分に理解できるような形式とするよう努めるものとする。

3 会議録の内容については、附属機関等の長が指定した者の確認を得るものとする。

（会議録の閲覧等）

第8条 所管課の長は、公開した会議の会議録及び会議資料を市政情報コーナーに備え置き、市民の閲覧に供するとともに、可能な限り当該会議録及び会議資料をホームページへ掲載するものとする。

（運用状況の公表）

第9条 市長は、附属機関等の会議の実施状況について、毎年1回公表しなければならない。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成17年7月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

※別記様式略